

十一
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五

の 中 払 払 償 償
取 途 达 达 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

そ 次 号 の 銀 行 休 業 日 に 当たるときは、翌営業日に支払う（以下、号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{2}{365} \right)$$

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期における日を支払う。前六月間に属する日を支払う（以下、支払期とし、各支払期に属する日を支払う。）。

(一) より算出した金額とそれぞれの金額とはてて令和二年六月十五日から令和二年六月十五日までの間に相当する金額とすれば、式次のように計算する。

和二年六月十五日までの間に相当する金額 = (初期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

(二) の場合の場合は、

令和二年六月十五日以後の場合は、

令和二年六月十五日以前の場合は、

令和二年六月十五日までの間に相当する金額 = (初期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

$\times \frac{79.685}{100} \times 2$

払元利金所支

(二) 令和二年六月十五日前の
場合の金額 + 経過利子に相当する
金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$) + 経過利子に相当する金額)

令和元年五月十五日前の
場合の金額 + 経過利子に相当する
金額 - (経過利子に相当する金額)